

青森県報

号外第二十号

平成十九年
三月二十八日
(水曜日)

目 次

告 示

鳥獣保護事業計画の変更…………… (自然保護課) …… 一
特定鳥獣保護管理計画の変更…………… (同) …… 一

告 示

青森県告示第二百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により定めた第九次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により公表する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第 9 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成14年4月 1日から

6年間

平成20年3月31日まで

平成19年3月13日変更

青 森 県

第1	計画の期間	-----	1
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	-----	1
1	鳥獣保護区の指定	-----	1
(1)	方 針	-----	1
①	指定に関する中長期的な方針	-----	1
②	指定区分ごとの方針	-----	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	-----	3
①	鳥獣保護区の指定計画	-----	4
1	希少鳥獣生息地の保護区	-----	4
2	身近な鳥獣生息地の保護区	-----	4
②	既設鳥獣保護区の変更計画	-----	5
2	特別保護地区の指定	-----	8
(1)	方 針	-----	8
①	指定に関する中長期的な方針	-----	8
②	指定区分ごとの方針	-----	8
(2)	特別保護地区指定計画	-----	8
(3)	特別保護地区指定内訳	-----	9
3	休猟区の指定	-----	10
(1)	方針	-----	10
(2)	休猟区指定計画	-----	10
4	鳥獣保護区の整備等	-----	13
(1)	方針	-----	13
(2)	整備計画	-----	13
①	管理施設の設置	-----	13
②	生息環境の整備・改善事業、利用施設の整備	-----	13
③	調査、巡視等の計画	-----	13
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	-----	14
1	鳥獣の人工増殖	-----	14
(1)	方針	-----	14
(2)	人工増殖計画	-----	14
2	放鳥獣	-----	15
(1)	方針	-----	15
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	-----	15
第4	有害鳥獣捕獲に関する事項	-----	16
1	被害防除に関する基本方針	-----	16
2	鳥獣による被害発生予察表の作成	-----	16
(1)	予察表	-----	16
(2)	被害発生予察地図	-----	17
(3)	予察表に係る方針等	-----	20
3	鳥獣の適正管理の実施	-----	20
(1)	方針	-----	20
(2)	防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	-----	20
4	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	-----	20
(1)	方針	-----	20
(2)	許可基準	-----	21
5	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	-----	22
(1)	方針	-----	22
(2)	捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	-----	22
(3)	指導事項の概要	-----	22
第5	銃猟禁止区域及び猟区に関する事項	-----	22
(1)	方針	-----	22
(2)	銃猟禁止区域指定計画	-----	23
(3)	銃猟禁止区域指定内訳	-----	23
2	猟区設定のための検討	-----	24
(1)	方針	-----	24
第6	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	24
1	基本方針	-----	24
2	鳥獣保護対策調査	-----	24
(1)	方針	-----	24
(2)	鳥獣生息分布調査	-----	24
(3)	希少鳥獣等保護調査	-----	25
(4)	ガシ・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	26
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	26
3	狩猟対策調査	-----	27
(1)	方針	-----	27
(2)	狩猟鳥獣生息調査	-----	27

(3) 放鳥効果測定調査	27
(4) 狩猟実態調査	28
4 有害鳥獣対策調査	28
(1) 方針	28
(2) 調査の概要	28
第7 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	28
1 方針	28
第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項	29
1 鳥獣保護思想の普及	29
(1) 方針	29
(2) 事業の年間計画	29
(3) 愛鳥週間行事等の計画	29
(4) 傷病鳥獣の保護体制	29
2 野鳥の森等の整備	31
3 愛鳥モデル校の指定	31
(1) 方針	31
(2) 指定期間	31
(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	31
(4) 指定計画	31
4 法令の普及徹底	31
(1) 方針	31
(2) 年間計画	31
第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	32
1 鳥獣行政担当職員	32
(1) 方針	32
(2) 設置計画	32
(3) 研修計画	32
2 鳥獣保護員	32
(1) 方針	32
(2) 設置計画	32
(3) 年間活動計画	33
(4) 研修計画	33
3 保護管理の担い手の育成	33
(1) 方針	33
(2) 研修計画	33
(3) 狩猟者の減少防止対策	34
4 鳥獣保護センター等の設置	34
(1) 方針	34
(2) 鳥獣保護センター等の施設計画	34
5 取組み	34
(1) 方針	34
(2) 年間計画	34
第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	35
1 有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の採取等についての許可基準の設定	35
(1) 方針	35
(2) 許可基準	35
2 指定猟法禁止区域	42
(1) 方針	42
3 鳥類の飼養の適正化	42
(1) 方針	42
(2) 飼養適正化のための指導内容	42
4 販売禁止鳥獣等	42
(1) 許可の考え方	42
(2) 許可の条件	42

第 1 計画の期間

平成 14 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方 針

指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の指定は、第 1 次鳥獣保護事業計画から第 8 次鳥獣保護事業計画までにおいて、森林性鳥獣のための鳥獣保護区は十分必要量を確保したほか、その他の鳥獣保護区についても適正に配置されてきたものである。

第 9 次鳥獣保護事業計画の指定方針としては、特定の鳥獣の保護上重要な地域等について鳥獣保護区を指定するほか、現在の鳥獣保護区の区域等の見直し及び存続期間の更新を重点的に進めていくこととする。

第 9 次鳥獣保護事業計画では、環境省によるレッドリストでは絶滅危惧類として、青森県版レッドデータブックではブルーブックとして掲載されているコジュリソウ等の希少鳥獣の保護のための希少鳥獣生息地の保護区（1 箇所）、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場としての身近な鳥獣生息地の保護区（1 箇所）を新たに指定するほか、イヌワシや他の森林性鳥獣の保護を図るため、岩木山鳥獣保護区の区域を拡大することとした。

また、環境の変化により境界が不明確になった鳥獣保護区（2 箇所）の区域を見直し、拡大することとした。

計画期間中に存続期間が満了となる 51 箇所の鳥獣保護区については存続期間の更新を行い、その際には、従来 10 年であった存続期間を法令上の最長期間である 20 年とするものとする。

これにより、平成 19 年度の計画終了時には現在の 1113,691ha（県指定 70,036ha、国指定 43,655ha）より 1,986ha 多い 1115,677ha（県指定 72,022ha、国指定 43,655ha（ただし、計画期間中における新たな指定面積を除く。））の鳥獣保護区が指定されることとなり、これは県土面積 960,626ha の約 12% に当たる。

また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護を早急に図る必要のあるものは、速やかに生息調査を行い、利害の調整を図りながら、指定区分ごとの方針に従い、新たな鳥獣保護区の指定又は区域の拡大に積極的に努めるものとする。

指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも努めるものとする。

指定に当たっては、森林面積が概ね 10,000ha ごとに 1 箇所を選定し、面積は 300ha 以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

ア) 天然林

イ) 林相、地形が変化に富む地域

- ウ) 渓流又は沼沢を含む地域
- エ) 餌となる動植物が豊富な地域
- 2) 大規模生息地の保護区
 - 行動圏が広域に及び大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保に努めるものとする。
 - 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。
 - ア 猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域
 - イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
 - ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域
 - 3) 集団渡来地の保護区
 - 集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定するよう努めるものとする。
 - 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルートを踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。
 - ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域
 - イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
 - 4) 集団繁殖地の保護区
 - 集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、鳥しよ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定するよう努めるものとする。
 - 指定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。
 - 5) 希少鳥獣生息地の保護区
 - 環境省によるレッドリストに絶滅危惧類、類若しくは地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデータブックに掲載されている種その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。
 - 6) 生息地回廊の保護区
 - 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定するよう努めるものとする。
 - 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
 - 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。
 - なお、現在指定されている誘致地区及び愛護地区の保護区については、身近な鳥獣生息地の保護区に移行させるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目 標	既設鳥獣保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区							本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区												
			14年度	15	16	17	18	19	計(B)	14年度	15	16	17	18	19	計(C)						
森林鳥獣生息地	箇所 面積 19,200ha	58 56,345	箇所 面積 ha													1 1,284ha				1 1,401ha	2	
大規模生息地	箇所 面積		箇所 面積 ha																			
集団渡来地	箇所 面積	8 8,736	箇所 面積 ha																			
集団繁殖地	箇所 面積		箇所 面積 ha																			
希少鳥獣生息地	箇所 面積	2 441	箇所 面積 500ha													1 500						
生息地回廊	箇所 面積		箇所 面積 ha																			
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	14 4,514	箇所 面積 2ha													1 2						
計	箇所 面積	70,036	箇所 面積 502ha													502	1,284ha					83 117

14年度	15	16	17	18	19	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					本計画期間に廃止又は期間満了により削減する鳥獣保護区					計画期間中の増減		計画終了時の鳥獣保護区						
						計(D)	14年度	15	16	17	18	19	計(E)	14年度	15	16	17	18	19	*	**			
ha																						58		
ha																							57,746	
ha																							8	
ha																							8,736	
ha																							3	
ha																							941	
ha																							500	
ha																							1	
ha																							15	
ha																							85	
ha																							4,599	
ha																							2	
ha																							84	
ha																							1,986	
ha																							72,022	

* 箇所数 B E
面積 B+C D E
** 箇所数 A+B E
面積 A+B+C D E

鳥獣保護区指定の目標の欄の数字は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針により、森林鳥獣生息地の保護区については、森林面積10,000haごとに1箇所を指定し、1箇所当たり300ha以上の面積となるよう努めることとされていることから、本県の森林面積(約64万ha)からそれぞれ64箇所、19,200ha(64箇所×300ha)と記載されているものである。

鳥獣保護区の指定計画

1) 希少鳥獣生息地の保護区

(第 2 表)

年 度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成14年度	コジュリツ、チュウヒ、ハヤブサ	つがる市大字館岡	平滝沼 鳥獣保護区	500 ha	20 年	休猟区
合 計			1箇所			

2) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第 3 表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成14年度	今別町大字今別	今別八幡宮	2 ha	20 年	
合 計		1箇所			

既設鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
平成14年度	森林鳥獣生息地 集団渡来地 森林鳥獣生息地 身近な鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 "	岩木山	区域拡大	503ha	1,284ha	1,787ha	平成14年11月1日から平成23年10月31日まで	イヌワシ等森林 鳥獣生息確認 期間満了		
		岩木川	期間更新	275	0	275	平成14年11月1日から平成34年10月31日まで			
		阿闍羅	"	2,283	0	2,283	"			
		金屋	"	140	0	140	"			
		飯詰	"	1,197	0	1,197	"			
		権現崎	"	673	0	673	"			
		左組	"	1,375	0	1,375	"			
		間木	"	250	0	250	"			
		小沢	"	506	0	506	"			
		桑畑山	"	2,600	0	2,600	"			
計		10箇所		9,802ha	1,284ha	11,086ha				
平成15年度	森林鳥獣生息地 "	舟岡	期間更新	624ha	0ha	624ha	平成15年11月1日から平成35年10月31日まで	期間満了		
		座頭石	"	573	0	573	"			
		上市川	"	453	0	453	"			
		市浦	"	706	0	706	"			
		向旗屋	"	785	0	785	"			
		栗研	"	1,132	0	1,132	"			
		西赤石山	"	1,442	0	1,442	"			
		7箇所	"	5,715ha	0	5,715ha	"			
		計								
		平成16年度	集団渡来地 森林鳥獣生息地 集団渡来地 身近な鳥獣生息地	蟹田	期間更新	410ha	0ha		410ha	平成16年11月1日から平成36年10月31日まで
大川	"			765	0	765	"			
平川・浅瀬石川	"			865	0	865	"			
葛川	"			28	0	28	"			

平成17年度	森林鳥獣生息地	田子	期間更新	750	0	750	平成16年11月1日から平成36年10月31日まで	期間満了		
	"	県南	"	983	0	983	"	"		
	身近な鳥獣生息地	上北町	区域拡大	238	83	321	"	境界見直し		
	森林鳥獣生息地	大間	期間更新	988	0	988	"	期間満了		
	"	十二湖	"	1,107	0	1,107	"	"		
	計	9箇所		6,314ha	83	6,397ha				
	平成18年度	森林鳥獣生息地	三厩沢	期間更新	245ha	0ha	245ha	平成17年11月1日から平成37年10月31日まで	期間満了	
		身近な鳥獣生息地	野木和	"	315	0	315	"	"	
		森林鳥獣生息地	梵珠	"	596	0	596	"	"	
		"	外崎山	"	332	0	332	"	"	
"		田茂木	区域拡大	766	117	883	"	境界見直し		
"		猿ヶ森	期間更新	1,070	0	1,070	"	期間満了		
集団渡来地		大湊	"	4,369	0	4,369	"	"		
計		7箇所		7,693ha	117ha	7,810ha				
平成19年度		森林鳥獣生息地	天狗	期間更新	568ha	0ha	568ha	平成18年11月1日から平成38年10月31日まで	期間満了	
		"	百沢	"	211	0	211	"	"	
	身近な鳥獣生息地	水木在家	"	108	0	108	"	"		
	森林鳥獣生息地	五戸	"	1,559	0	1,559	"	"		
	集団渡来地	廻堰	"	245	0	245	"	"		
	身近な鳥獣生息地	十美岡	"	2,025	0	2,025	"	"		
	森林鳥獣生息地	大利	"	416	0	416	"	"		
	希少鳥獣生息地	岩木川河口	"	230	0	230	"	"		
	"	田光沼	"	211	0	211	"	"		
	計	9箇所		5,573	0	5,573				
平成19年度	森林鳥獣生息地	八森山	期間更新	515ha	0ha	515ha	平成19年11月1日から平成39年10月31日まで	期間満了		
	"	長慶平	"	650	0	650	"	"		
	"	八重菊深沢	"	613	0	613	"	"		

平成19年度	森林鳥獣生息地	不習岳	期間更新	515ha	0ha	515ha	平成19年11月1日から平成39年10月31日まで	期間満了
	”	戸来	”	483	0	483	”	”
	身近な鳥獣生息地	芦野	”	152	0	152	”	”
	”	七和	”	195	0	195	”	”
	”	黒森	”	118	0	118	”	”
	”	赤石	”	34	0	34	”	”
	”	高森山	”	1,150	0	1,150	”	”
計		10箇所		4,425	0	4,425		
合計		52箇所		39,342ha	1,484ha	40,826ha		

2 特別保護地区の指定
(1) 方針

指定に関する中長期的な方針
鳥獣の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区において、特に鳥獣の保護を図るため必要な地域について特別保護地区の指定を行うものとする。ただし、特別保護地区は、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整、地域住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に十分配慮するものとする。
また、本計画期間中に存続期間が満了するものについて、再指定に努めるものとする。

- 指定区分ごとの方針
- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
良好な鳥獣の生息環境となつていて指定するものとし、鳥獣保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。
 - 2) 大規模生息地の保護区
猛禽類や大型獣類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。
 - 3) 集団渡来地の保護区
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するものとする。
 - 4) 集団繁殖地の保護区
保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するものとする。
 - 5) 希少鳥獣生息地の保護区
保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要と認められる中核的地区について指定するものとする。
 - 6) 生息地回廊の保護区
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するものとする。
 - 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第5表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区							
			箇所	14年度	15	16	17	18	19	計(B)	14年度	15	16	17	18	19
森林鳥獣生息地	面積 5,775ha	7	1				1			2	ha					
大規模生息地			箇所								ha					
集団渡来地			箇所								ha					
集団繁殖地			箇所								ha					
集団繁殖地			箇所								ha					
希少鳥獣生息地			箇所								ha					
生息地回廊			箇所								ha					
身近な鳥獣生息地			箇所								ha					
計		1,538ha	箇所								295					

特別保護地区指定の目標の欄の数字は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針により、森林鳥獣生息地の保護区内に指定される特別保護地区については、同保護地区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとし、それ以外から、本県の森林鳥獣生息地の保護区の指定箇所数(58箇所)及び指定面積(57,746ha)から、それぞれ29箇所、5,775haと記載されているものである。

本計画期間に区域縮小する特別保護地区							本計画期間に廃止又は期間満了にあたる特別保護地区(再指定も含む。)					計画期間中の増減		計画終了時の特別保護地区			
14年度	15	16	17	18	19	計(D)	14年度	15	16	17	18	19	計(E)	*	**	*	**
ha										1				2	0		7
ha										196				295	0		1,528
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha																	
ha										196				295	0		1,538

* 箇所数 B E
 * 面積 B+C D E
 * 箇所数 A+B E
 * 面積 A+B+C D E

(3) 特別保護地区指定内訳

(第 6 表)

年 度	指 定 区 分	指定の対象となる鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		備 考
		鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間		
平成14年度	森林鳥獣生息地	権 現 崎	673ha	14年11月1日から 34年10月31日まで	99ha	14年11月1日から 34年10月31日まで			再指定	
平成17年度	森林鳥獣生息地	梵 珠	596ha	17年11月1日から 37年10月31日まで	196ha	17年11月1日から 37年10月31日まで			再指定	
合 計		2箇所	1,269		295					

3 休猟区の指定

(1) 方 針

狩猟鳥獣の生息数の回復を図るため、休猟区を指定し、狩猟鳥獣の自然増殖を促進するとともに、本県の主な狩猟鳥獣であるキジ及びヤマドリについては放鳥によっても増殖を進め、狩猟の永續を図るものとする。また、指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するとともに、休猟区1箇所当たりの面積が、できる限り1,500ha以上となるようにするものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第7表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成14年度	東津軽郡今別町 黒石市 平川市 三戸郡三戸町 五所川原市 十和田市 上北郡おいらせ町 むつ市 むつ市 西津軽郡深浦町 つがる市	今別 大川原 善光寺平 貝守 太田 伝法寺 向山 釜臥山 高野川 風合瀬 車力 1 1 箇所	2,130ha 1,520 2,410 2,560 2,301 1,229 1,727 2,550 2,100 2,075 1,980 22,582	3 年 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3	
平成15年度	青森市 東津軽郡蓬田村 青森市 平川市 三戸郡階上町 三戸郡五戸町、新郷村 五所川原市 三沢市 上北郡東北町 上北郡六戸町 西津軽郡鵜ヶ沢町	西田沢山 阿弥陀川 高頭森山 久吉 道仏 又重 豊良市 淋代 徳万館 折茂 西岩木山 1 1 箇所	1,500 1,220 1,960 2,430 1,525 1,886 4,006 1,169 1,161 1,952 1,660 20,469	3 年 3 3 3 3 2 3 3 3 3 3 3	
計					

平成16年度	青森市 平川市 三戸郡三戸町 三戸郡田子町 八戸市 北津軽郡中泊町 上北郡七戸町 上北郡野辺地町 下北郡東通村 西津軽郡深浦町	東岳 御飯屋嶽 白手山 梅内 石亀 大森 宮野沢 齋前 目ノ越 白糠 黒崎	2,160 1,600 1,280 2,086 1,843 1,945 2,647 1,208 1,000 1,800 2,075	3 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3	
計		1 1箇所	19,644	3	
平成17年度	東津軽郡外ヶ浜町 弘前市 弘前市 三戸郡新郷村 三戸郡五戸町、八戸市 五所川原市 上北郡東北町 上北郡六ヶ所村 むつ市 つがる市 つがる市	大平 四兵衛森 土筆森 田茂代 切谷内 小田川 新山 泊 桧川 西高野山 森田	2,250 2,290 2,086 1,934 1,772 3,490 1,197 1,993 3,750 1,928 1,125	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
平成18年度	青森市 青森市 弘前市 南津軽郡大鰐町 三戸郡階上町 三戸郡南部町 五所川原市 上北郡七戸町 十和田市 西津軽郡鰺ヶ沢町	後潟 孫内 棺森 十和田山 金山沢 鳥舌内 石田坂 倉岡 法量 イサ坂岱	1,190 1,720 2,230 1,665 1,992 2,567 1,319 1,866 1,500 1,450	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
計		1 0箇所	17,499	3	

平成19年度	青森市 東津軽郡外ヶ浜町 黒石市 中津軽郡西目屋村 八戸市・三戸郡階上町 三戸郡五戸町・南部町 五所川原市 上北郡六戸町 上北郡七戸町 上北郡東北町 むつ市 西津軽郡鰺ヶ沢町	瀬戸子 平館 青荷 川原平 島守 扇田 桂川 金矢 鳥谷部 萌出 興内 種里	1,465 1,235 2,047 2,010 2,058 1,641 2,622 2,010 655 1,150 3,625 732 21,250	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
計		12箇所	125,259		
合計		66箇所	125,259		

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方 針

新設又は存続期間を更新する鳥獣保護区、指定する特別保護地区等の境界線が明かになるよう標識等を設置するほか、自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣等のための環境の維持及び改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

管理施設の設置

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
鳥獣保護区10カ所 特別保護地区1カ所	鳥獣保護区7カ所	鳥獣保護区9カ所	鳥獣保護区7カ所、特別保護地区1カ所	鳥獣保護区9カ所	鳥獣保護区9カ所	鳥獣保護区9カ所
標識類の整備 案内板1基、軌札55枚	案内板1基、軌札35枚	案内板1基、軌札40枚	案内板1基、軌札40枚	案内板1基、軌札40枚	案内板1基、軌札40枚	案内板1基、軌札40枚
管理棟等の整備						

(第8表)

生息環境の整備・改善事業、利用施設の整備

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
営巣、給餌環境の整備・改善事業	阿藤窪 巣箱30個 左垣 巣箱30個、銀木植栽15本 新治 巣箱30個 全戸 巣箱20個	舟 阿 巣箱20個、銀木植栽25本 上中川 巣箱20個 森 研 巣箱30個	曹 川 巣箱10個 田 子 巣箱30個 上北町 巣箱20個、銀木植栽25本 十二瀬 巣箱30個	野木和 巣箱20個 荻 塚 巣箱30個、銀木植栽25本 田茂水 巣箱30個	水木在家 巣箱15個 五 戸 巣箱30個 十美阿 巣箱30個、銀木植栽25本 大 利 巣箱20個	芦 野 巣箱15個 七 和 巣箱30個 不習岳 巣箱30個、銀木植栽25本 長慶平 巣箱20個
給餌、給水施設の整備	左垣 給餌台3個	森 研 給餌台3個	上北町 給餌台3個	荻 塚 給餌台3個	十美阿 給餌台3個	不習岳 給餌台3個
観察台、観察路等の整備		分別川 観察台 観察路				

(第9表)

調査、巡視等の計画

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
管理箇所数	2	2	2	2	2	2
管理員人数	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人
管理のための調査の実施	平滝沼、岩木川鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	市浦、西赤石山鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	蟹田、平川・浅瀬石川鳥獣保護区 生息環境調査	大湊、田茂木鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	岩木川河口、田光沼鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	大湊、田茂木鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査

(第10表)

第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方 針

主要な狩猟鳥獣で減少が進んでいるキジ及びヤマドリを増殖を図るため、養殖業者に対し、人工養殖技術の巡回指導及び講習会の開催等を行うものとする。また、キジについては、放鳥計画に対応する生産量が確保できるよう計画的な生産指導を行うものとする。

(2) 人工増殖計画

(第11表)

年 度	絶 滅 の お そ れ の あ る 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣 名	指 導 方 法	備 考
	鳥 獣 名	実 施 方 法			
平成14年度			キ ジ	1 指導の相手方 養殖業者等 2 指導方法 巡回指導 3 指導内容 亜種間交雑防止等に関する助言 放鳥方法等	狩猟団体による放鳥 計画
平成19年度					

2 放鳥獣

(1) 方 針
 これまでキジ及びヤマドリを増加を図るため、放鳥計画に基づきキジ及びヤマドリの放鳥を行ってきたが、引き続き、これらの増加を図るため、放鳥を実施するものとする。また、放鳥する場所については、その場所がキジ及びヤマドリの生息場所であること、その場所の自然環境等を勘案して決定するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第12表)

種類名	放鳥の地域	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽		
キジ	鳥獣保護区	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日(成鳥) 30箇所 120日 60箇所	600 2,400
	休猟区	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日(成鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日(成鳥) 30箇所 120日 60箇所	600 2,700
	猟その他区	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	180箇所 6,300
ヤマドリ	鳥獣保護区	日(120日) 4箇所	90	日(120日) 4箇所	90	日(120日) 4箇所	90	日(120日) 4箇所	90	日(120日) 4箇所	90	日(120日) 4箇所	90	日(120日) 24箇所	540
	猟その他区	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	24箇所 540

(第13表)

種類名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		備考
	委託生産購入	その他	委託生産購入	その他	委託生産購入	その他	委託生産購入	その他	委託生産購入	その他			
キジ	羽 1,050	羽 90	羽 1,050	羽 90	羽 1,050	羽 90	羽 1,050	羽 90	羽 1,050	羽 90	羽 1,050	羽 90	
ヤマドリ													

第4 有害鳥獣捕獲に関する事項

1 被害防除に関する基本方針
 鳥獣による農林作物等への被害は県内一円に発生しているが、特に中山間地域での二ホンザル及びカモ類による被害が顕著である。また、都市及びその周辺地域ではカラス類による被害が増え、生活環境への影響や生態系への影響が懸念されている状況にある。このため、鳥獣による被害発生のおそれのある地区ごとの被害状況、農林作物の作付状況、鳥獣の生息状況の推移を勘案して、有害鳥獣、農林水産物、生活環境、生態系への被害・影響の種類、発生地域及び発生時期の予察を行い、効果的な防除方法を検討し、市町村、農林業者団体、狩猟者団体及び学識経験者等の関係機関との連携の下、被害防除施設等の整備が総合的に推進されるよう努めることとす。これらによる被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に、被害の実態を的確に把握して、適期に、迅速、かつ、適正に実施するよう指導、助言するものとする。

2 鳥獣による被害発生予察表の作成
 (1) 予察表

(第14表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カラス類	稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀	←														青森市、蓬田村、弘前市、黒石市、旧岩木町、旧相馬村、西目屋村、旧尾上村、旧平賀町、旧常盤村、田舎館村、旧碓ヶ間村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、旧名川町、南部町、旧福地村、旧南郷村、旧倉石村、五所川原市、板柳町、旧金木町、鶴田町、旧市浦村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、旧百石町、六戸町、旧上北町、東北町、旧天間林村、六ヶ所村、むつ市、旧川内町、栗通村、旧木造町、深浦町、旧森田村、旧相馬村、旧里力村	生活環境
カモ類	稲、雑穀、畑作物															青森市、蓬田村、弘前市、黒石市、旧岩木町、西目屋村、藤崎町、旧尾上村、旧平賀町、旧常盤村、田舎館村、旧碓ヶ間村、八戸市、南部町、旧福地村、旧倉石村、五所川原市、板柳町、旧金木町、旧中里町、旧市浦村、十和田市、三沢市、七戸町、旧百石町、六戸町、旧上北町、東北町、旧天間林村、六ヶ所村、むつ市、旧川内町、栗通村、旧木造町、深浦町、旧森田村、旧相馬村、旧里力村、旧岩木町、旧相馬村、西目屋村、大鱧町、旧名川町、南部町、旧倉石村、旧中里町、旧稲垣村	
ムクドリ	果樹、野菜															青森市、蓬田村、田舎館村、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、旧天間林村、むつ市、旧川内町、深浦町、旧稲垣村	
スズメ	稲、雑穀、果樹															蓬田村、弘前市、八戸市、五所川原市、旧金木町、旧市浦村、三沢市、七戸町、旧百石町、旧上北町、東北町、旧天間林村、旧川内町、旧稲垣村	
ハト	稲、豆類、飼料作物、野菜															青森市、八戸市	
トビ	航空機															新空機航行偽造	
三ホンザル	稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀等															今別町、旧平館村、弘前市、旧岩木町、旧相馬村、西目屋村、大鱧町、旧碓ヶ間村、むつ市、旧川内町、旧大畑町、大間町、風間浦村、佐井村、旧鷹野沢村、鱸ヶ沢町、深浦町、旧岩崎村	人畜
ツキノワグマ	飼料作物、果樹、野菜、稲、雑穀、いも類、造林木															弘前市、旧岩木町、旧相馬村、西目屋村、大鱧町、旧平賀町、旧碓ヶ間村、三戸町、田子町、旧倉石村、野辺地町、七戸町、樽浜町、旧上北町、東北町、六ヶ所村、むつ市、旧川内町、旧大畑町、大間町、栗通村、風間浦村、佐井村、旧鷹野沢村、鱸ヶ沢町、深浦町、旧岩崎村	
ニホンカモシカ	豆類、野菜、いも類、雑穀、稲、造林木															むつ市、旧川内町、旧大畑町、大間町、風間浦村、佐井村、旧鷹野沢村、旧岩崎村	
ノウサギ	果樹、野菜、造林木等															青森市、弘前市、黒石市、旧岩木町、旧相馬村、西目屋村、藤崎町、旧金木町、七戸町、横浜町、むつ市、旧木造町、旧森田村	

(2) 被害発生予察地図

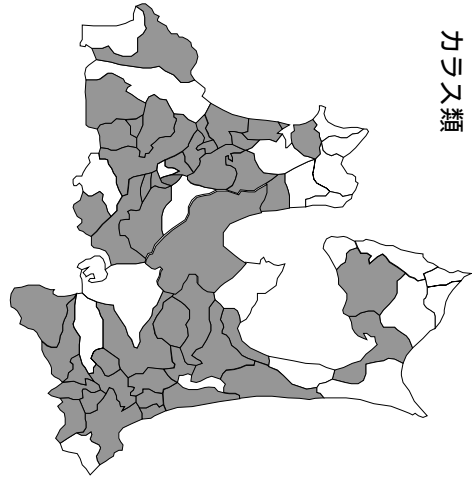
市町村名	鳥獣名						
	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類
青森市							
平内町							
旧蟹田町							
今別町							
蓬田村							
旧平館村							
旧三蔵村							
弘前市							
黒石市							
旧岩木町							
旧相馬村							
西目屋村							
藤崎町							
大鰐町							
旧尾上町							
旧浪岡町							
旧平賀町							
旧常盤村							
田舎館村							
旧碓ヶ関村							
八戸市							
三戸町							
五戸町							
田子町							
旧名川町							
南部町							
陸上町							
旧福地村							
旧南郷村							
旧倉石村							
新郷村							

市町村名	鳥獣名						
	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類	カラス類
五所川原市							
板柳町							
旧金木町							
旧中里町							
鶴田町							
旧市浦村							
旧小泊村							
十和田市							
三沢市							
野辺地町							
七戸町							
旧百石町							
旧十和田湖町							
六戸町							
横浜町							
旧上北町							
東北町							
旧下田町							
旧天間林村							
六ヶ所村							
むつ市							
旧川内町							
旧大畑町							
大間町							
東通村							
風間浦村							
佐井村							
旧脇野沢村							
鱸ヶ沢町							
旧木造町							
深浦町							
旧森田村							
旧岩崎村							
旧柏村							
旧稲垣村							
旧車力村							

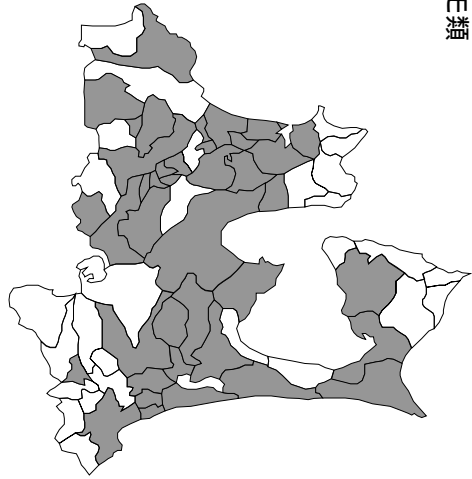
の付いている市町村は、県農林水産部農林水産政策課及び林政課等の調査に基づき平成8年度から平成12年度までにおいて鳥獣による農林作物等の被害の発生が確認されているものである。

■
被害発生地域

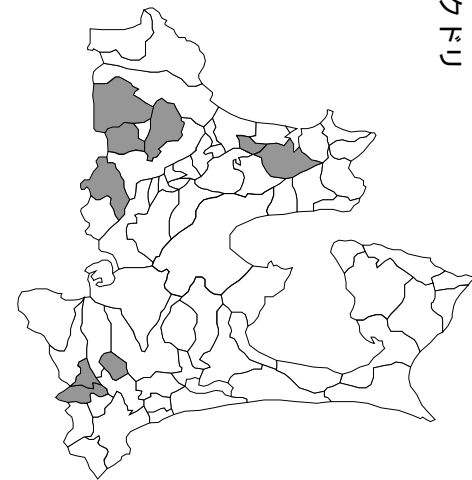
カラス類



カモ類



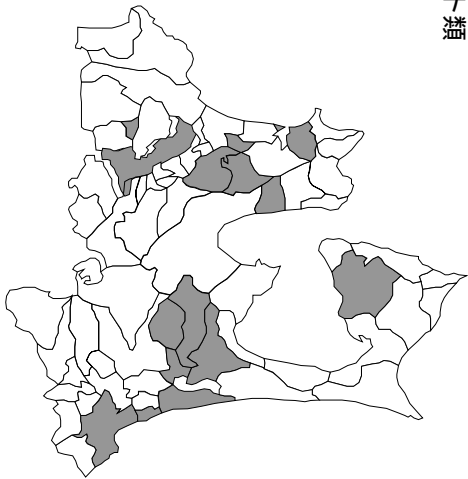
ムクドリ



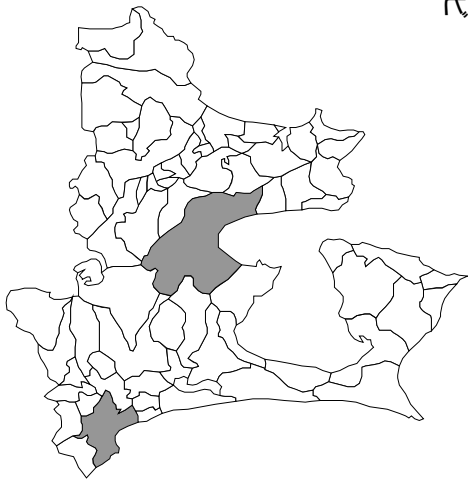
スズメ



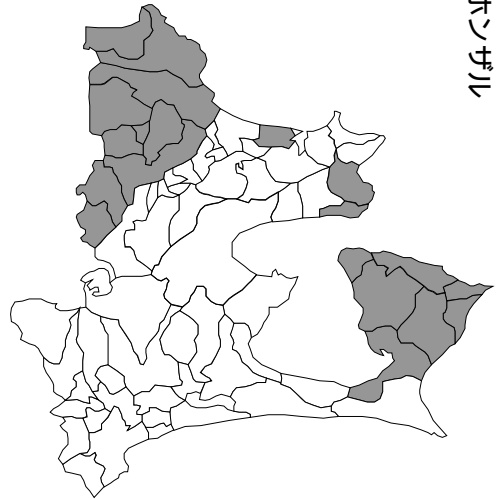
ハト類



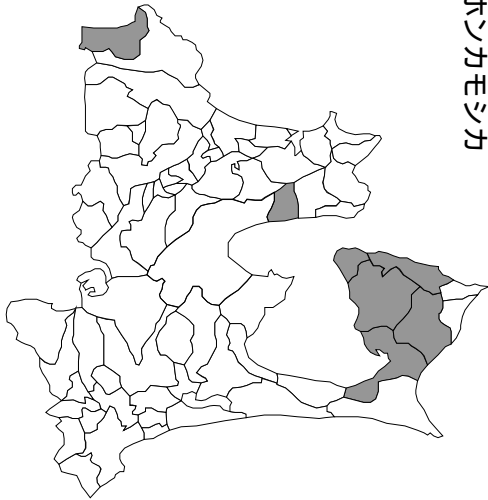
トビ



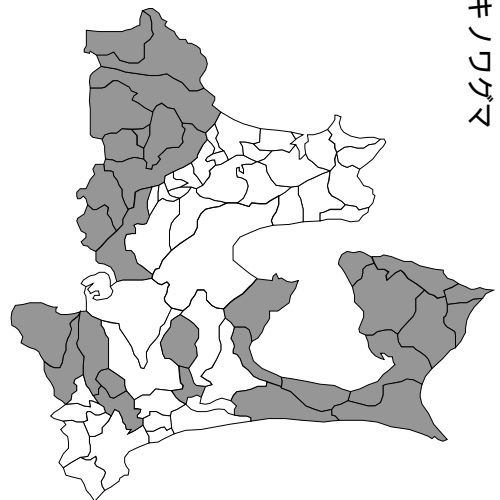
ニホンザル



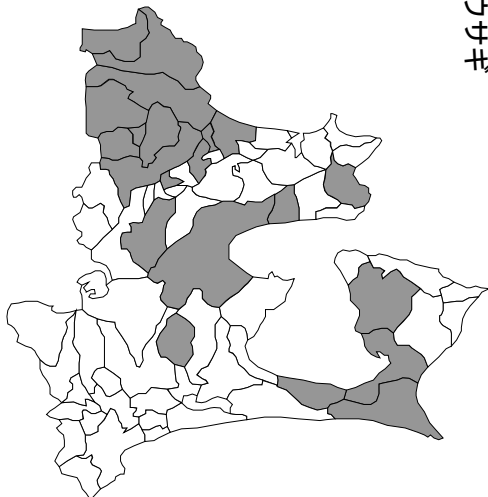
ニホンカモシカ



ツキノコグマ



ノウサギ



(3) 予察表に係る方針等

予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。
予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。
なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

3 鳥獣の適正管理の実施

(1) 方針

農林作物等への被害、生活環境若しくは生態系へ影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的及び効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第15表)

対象鳥獣名	年 度	防 除 方 法 の 検 討 、 個 体 数 管 理 の 実 施 等	備 考
ツキノアゲマ ニホンザル ニホンカモシカ	14～19	鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び有害鳥獣捕獲の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、管理計画の策定を行い、研究者、市町村及び狩猟者団体等の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。	

4 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(1) 方針

有害鳥獣の捕獲は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、被害の実態に即応した適正な実施に努めることとし、生息数の少ない種の鳥獣、鳥獣保護区など生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可については、特に慎重に取り扱うこととする。

有害鳥獣捕獲を迅速に実施するために、昭和56年からその捕獲許可に係る知事の権限の一部を市町村長に委譲しており、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)、鳥獣の保護を図るための基本的な指針に従って適切に事務が遂行されることと、青森県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村長に対して助言するものとする。

捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処するものとする。
なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。

捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。また、捕獲物は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体(狩猟鳥獣を除く。)を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続きを行うよう指導するものとする。

また、捕獲物は、違法な捕獲物と誤認されないようにする。特に、クマ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。
また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認められる場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

移入鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該移入鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ただし、次の場合にあっては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置に照らし明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。ただし人為的に移入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ 鳥獣の生産基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を確認することによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合であって、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、銃猟禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

(2) 許可基準

ア 許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 国及び地方公共団体

(イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

(ウ) 被害等を受けた者

(エ) 捕獲従事者

(ア) 捕獲従事者は、次のすべてに該当する者とする。狩猟者団体の長から推薦された者であること。ただし、銃器の使用以外の方法によりカラス類を捕獲する者であって、カラス類の捕獲に関する技能及び知識について県又は市町村の指導を受け、カラス類の捕獲を適切に実施できる能力があると認められるものは、この限りでない。

(イ) 銃器を使用して捕獲する場合は、通算3回以上の狩猟者登録を受けた者であって、原則として有害鳥獣捕獲に携わる1年以内に所属狩猟者団体が実施した射撃訓練に参加したものであること。ただし、空気銃を使用した捕獲等は対象を身標させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。網・わな類の猟具を使用して捕獲する場合(カラス類を捕獲する場合を除く。)は、申請前1年以内に網・わな類の狩猟者登録を受けた者であること。

ウ 鳥獣の種類・数

(ア) 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。

(イ) 鳥類の卵の採取は、次の場合に許可する。

・ 現に被害を発生させているため、これを捕獲することが困難であり、捕獲の目的が達成できない場合

・ 建築物等の汚染を防止する必要があるため、必要最小限の員数(羽、頭、個)とする。

(ウ) 捕獲数は、被害の防止等の目的を達成するため、必要最小限の員数(羽、頭、個)とする。

エ 捕獲期間

(ア) 捕獲期間は最も効果的な捕獲ができる期間を選び3日以内とすること。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

(イ) 捕獲対象以外の鳥類の繁殖期は避けること。

(ウ) 狩猟期間中及びその前後15日間の捕獲は避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。

オ 捕獲実施区域

カ 捕獲方法

(ア) 捕獲の方法は、原則として法第36条で禁止されている捕獲手段を除き、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある、かつ、安全性の高い方法とする。

(イ) 網・わな等を使用してカラス類を捕獲する場合には、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、これらの鳥獣等が殺傷又は損傷するおそれがない方法とすること。

(ウ) 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区にあっては、鉛散弾は使用しないものとする。
 ㊦ 鳥獣の種類別許可基準等

(第16表)

許可種者	鳥獣名	方法	区域	許可基準		許可対象者	留意事項	被害農林水産物等	備考
				時期	日数				
市町村长	カラス類 ムクドリ ハスズメ類 ツキノグサ	銃器・わな 銃器 銃器 銃器 銃器・わな 銃器	県内一円 " " " "	4月～3月 5月～10月 5月～10月 4月～11月 4月～3月	3日以内 " " " "	その職定める " " " "	銃器箱等、標識設置 " " " "	果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀 果樹、飼料作物 果樹、野菜 果樹、野菜、飼料作物、野菜 飼料作物、果樹、野菜、雑穀、造林木等	生活雑種 人畜
知事	市町村长の権限を除く種	銃器・わな 銃器 銃器 銃器 銃器・わな 銃器	県内一円	必要と認めらるる時期	必要最小限の日数	その職定める	銃器箱等、標識設置 " "	果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀 果樹、飼料作物 果樹、野菜 果樹、野菜、飼料作物、野菜 飼料作物、果樹、野菜、雑穀、造林木等	生活雑種 人畜

5 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

- (1) 方針
 農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速、かつ、適切に対応するためにも、県は関係部局と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、市町村に対して捕獲隊の編成、関係者間の連携及び迅速な情報連絡を図るための連絡協議会の設置並びに被害防止体制の充実に努めるよう指導するものとする。
- (2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第17表)

対象鳥獣名	対象	象	地	域	備	考
カラス類 ムクドリ ハスズメ類 ツキノグサ	対	象	地	域	備	考
					被害発生市町村	

(3) 指導事項の概要

- ア 有害鳥獣捕獲は班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動の可能な者で、捕獲を実施するために必要最小限の人数として概ね20名以内であること。
- イ 班には班を代表し、編成員を統括する代表者(班長、副班長)を置くこと。
- ウ 班は狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の指揮命令系統等を定めて置くこと。

第5 銃猟禁止区域及び猟区に関する事項

- 1 銃猟禁止区域の指定
- (1) 方針
 現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域に指定している。第9次鳥獣保護事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、市街地その他住宅が集合している地域について必要に応じて指定していくものとする。

(2) 銃猟禁止区域指定計画

(第18表)

既設銃猟禁止区域 (A)	変動面積	本計画期間に指定する銃猟禁止区域						本計画期間に区域拡大する銃猟禁止区域							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計(B)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計(C)
箇所 52	箇所 7			3	1	2	7	20	2						2
面積 21,169ha	1,647ha	ha	862ha	240ha	985ha	735ha	4,469ha	1,663ha	ha	ha	ha	ha	ha	1,663ha	

本計画期間に区域減少する銃猟禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する銃猟禁止区域						計画期間中の増減 (減:) *	計画終了時の銃猟禁止区域 **		
14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計(D)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度			19年度	計(E)
							6	-	4	2	2	5	19	1	53
ha	ha	ha	ha	ha	ha	1,615ha	ha	1,762ha	540ha	985ha	534ha	5,436ha	696ha	21,865ha	

* 箇所数(B) (E) 面積(B)+(C) (D)-(E) ** 箇所数(A)+(B)-(E) 面積(A)+(B)+(C) (D)-(E)

(3) 銃猟禁止区域指定内訳

(第19表)

年度	銃猟禁止区域指定所在地	銃猟禁止区域名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成14年度	黒石市 八戸市 八戸市 三戸町 北津軽郡中泊町 上北郡おいらせ町 三沢市	浅瀬石川 八戸港 松館 三戸 大沢内 百石 三沢	17 725 598 147 15 125 1,096	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで " " " " " " "	再指定 区域拡大による再指定 " " 新設 再指定 " " 三沢第二銃猟禁止区域の存続期間の満了に伴う区域拡大 区域拡大 新設
	上北郡六戸町 むつ市	六戸 高橋川 計 9箇所	567 20 3,310ha	" " "	

平成16年度	上北郡七戸町 十和田市 十和田市 計	大池 大不動 里ノ沢 3箇所 計	200ha 278 384 862ha	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで " "	再指定 " "
平成17年度	上北郡七戸町 計	尾山頭 1箇所	240 240ha	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	再指定
平成18年度	十和田市 むつ市 計	松陽 田名部 2箇所	380 605 985ha	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで "	再指定 "
平成19年度	青森市 平川市 八戸市 三戸郡五戸町 三戸郡五戸町 三戸郡新郷村 むつ市 計	三内 杉館 市野沢 蛭川 豊間内 戸来 佐助川 7箇所 計	30 13 14 62 139 247 230 735ha	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで " " " " " " " "	再指定 " " 新設 " 再指定 " "
計	計	2 2箇所	6, 132ha		

2 猟区設定のための検討

(1) 方針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合及び狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討するものとする。

第6 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地区周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンサルの生息調査等と関係機関の研究者等の協力を得て実施するものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護対策を実施するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

ア 調査の概要

県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）であって、鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種について、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等により、生息分布、出現の季節及び生態等を把握し、これに基づき鳥獣生息分布図を作成する。

イ 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

青森県版レッドデータブック記載種の鳥獣のうち鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種
(3) 希少鳥獣等保護調査

ア 調査の概要

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、文化財保護法及び県の鳥等に指定されている鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、適切な保護対策を検討するものとする。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査方法	内容	調査地域	調査時期	備考
ニホンザル	14～15	保護管理対策のための生息数の把握、現地調査及び既存資料収集		むす、大野、風間、佐井、佐井、西白屋村	4月～3月	
ツキノアゲシ	14～16	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	むつろ及び北郡	10月～3月	
イヌオウタカ	14～15	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	西白屋村、勢カ洞、深瀬	4月～3月	
クマ	14～15	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	西白屋村、勢カ洞、深瀬	4月～3月	
ハクチョウ	14～19	生息環境調査、現地調査及び既存資料収集		むつろ、平内町、飯舘	10月～3月	

(第20表)

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要
 県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生息状況を全国一斉調査に併せて調査する。また、必要がある場合は、重要な湿地(湖沼、海岸等)については、9月から翌年5月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査するものとする。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

対象地域名	調査年度	調査方法	内容	備考
東北町(小川原湖) 六ヶ所村(高瀬川) むつ市(大湊湾) 平内町(小湊浅所) 青森市(原別海岸) 藤崎町(平川) 鶴田町(廻壇湖池) つがる市(教ヶ館溜池) 弘前市(砂沢溜池)	14～19		生息状況調査、生息環境調査	

(第21表)

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア 指定・管理調査
 鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。
 イ 指定効果測定調査
 鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するため、これらの指定地域内に設けた調査地と隣接する可猟地域内に設けた調査地との鳥獣の生息密度の比較調査を行う。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類	方法	備考
鳥獣保護区 平滝沼 市川・瀬石川 大湊 勢カ洞 田光沼 十三湖	14 15 16 17 18 19	生息状況及び環境調査 標準地法 2人×4回 = 8人		コジユリシ、チュウヒ、ハヤフサ ウシ、タカ類 オオハクチョウ オオハクチョウ、コウガン オオセツカ "
休猟区 善光寺平 又重 白糠代 田茂代 倉岡倉荷	14 15 16 17 18 19	生息状況及び環境調査 標準地法 2人×4回 = 8人		キジ、ヤブドリ、ノウサギ、キツネ " " " " "

(第22表)

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣について生息分布、生息数の増減傾向等の生息状況調査を実施する。また、狩猟の持続を図るためにキジ及びヤマトリの放鳥効果調査及び狩猟者の狩猟実態調査等を実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

ツキノワグマ、キジ及びヤマトリについて、その行動域、生息環境、生息数とその増減傾向及び年齢構成等生息状況を把握して適切な狩猟対策の確立を図るものとする。

イ 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法			備考
		調査内容	調査方法	備考	
ツキノワグマ	14～19	狩猟による捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を重点的に収集し、解析する。			
キジ、ヤマトリ	〃				

(第23表)

ウ 管理計画樹立の対象とする狩猟鳥獣の種類

ツキノワグマ、キジ、ヤマトリ

(3) 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

キジ及びヤマトリの持続を図るため、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥するキジ及びヤマトリの標識調査を実施し、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行い、放鳥事業の効果を把握する。

イ 調査計画

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	14	1,050羽	足環	1,050個	標識の装着、回収による。	
	15	1,050	〃	1,050		
	16	1,050	〃	1,050		
	17	1,050	〃	1,050		
	18	1,050	〃	1,050		
	19	1,050	〃	1,050		
ヤマトリ	14	90羽	足環	90個	標識の装着、回収による。	
	15	90	〃	90		
	16	90	〃	90		
	17	90	〃	90		
	18	90	〃	90		
	19	90	〃	90		

(第24表)

- (4) 狩猟実態調査
 ア 調査の概要
 狩猟者の狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識等について、主としてアンケート方式により調査し、狩猟の実態を把握する。
 イ 調査計画

(第25表)

対象種類	調査年度	調査内容			調査方法	備考
		狩猟期間中の狩猟日数	狩猟鳥獣の増加傾向に関する意識	狩猟者1人1日当たり狩猟面積		
カモ類	14～19	狩猟期間中の狩猟日数 狩猟者1人1日当たり狩猟面積 捕獲鳥獣の種類別数量 捕獲鳥獣の販売ルート	狩猟鳥獣の増加傾向に関する意識 狩猟回数 捕獲鳥獣の利用方法	捕獲場所 販売される	アンケート調査 (調査対象人員250人)	県内一円

- 4 有害鳥獣対策調査
 (1) 方針
 農林作物等に被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等と被害発生との関連を明かにする調査を実施する。
 (2) 調査の概要

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カラス類	14～19	被害状況 生息密度 生息環境	生息分布 行動圏 繁殖状況 被害対策技術	既存資料及び聞き取り
カモ類	"	"	"	"
クマドリ	"	"	"	"
ハト	"	"	"	"
ニホンザル	"	"	"	"
ニホンクモシカ	"	"	"	"
ニホンカモシカ	"	"	"	"
ノウサギ	"	"	"	"

- 第7 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 1 方針
 個体数の増加や分布域の拡大により農業被害等が拡大し、地域住民との間であつれきが生じている地域個体群について、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りながら保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずる。

(第27表)

計画策定年度(予定)	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間(予定)	対象区域	備考
平成15年度	農業被害に加えて人家侵入等の被害も発生し、住民生活に影響を及ぼしていることから、保護管理の目標を設定し、所要の対策を講ずる。	ニホンザル	平成16年4月1日～平成20年3月31日	むつ市及び下北郡	

第 8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方 針

鳥獣保護の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会や講演会などの鳥獣保護思想の普及啓発を目的とした事業の実施を行い、また、傷病鳥獣の保護救護活動を通じて一般県民の鳥獣保護活動への参加の促進に努めるものとする。

(2) 事業の年間計画

(第28表)

事業内容	実 施 時 期												備 考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
探鳥会開催指導 鳥獣関係人材等の貸付 愛鳥週間 鳥獣保護実績発表会															

(3) 愛鳥週間行事等の計画

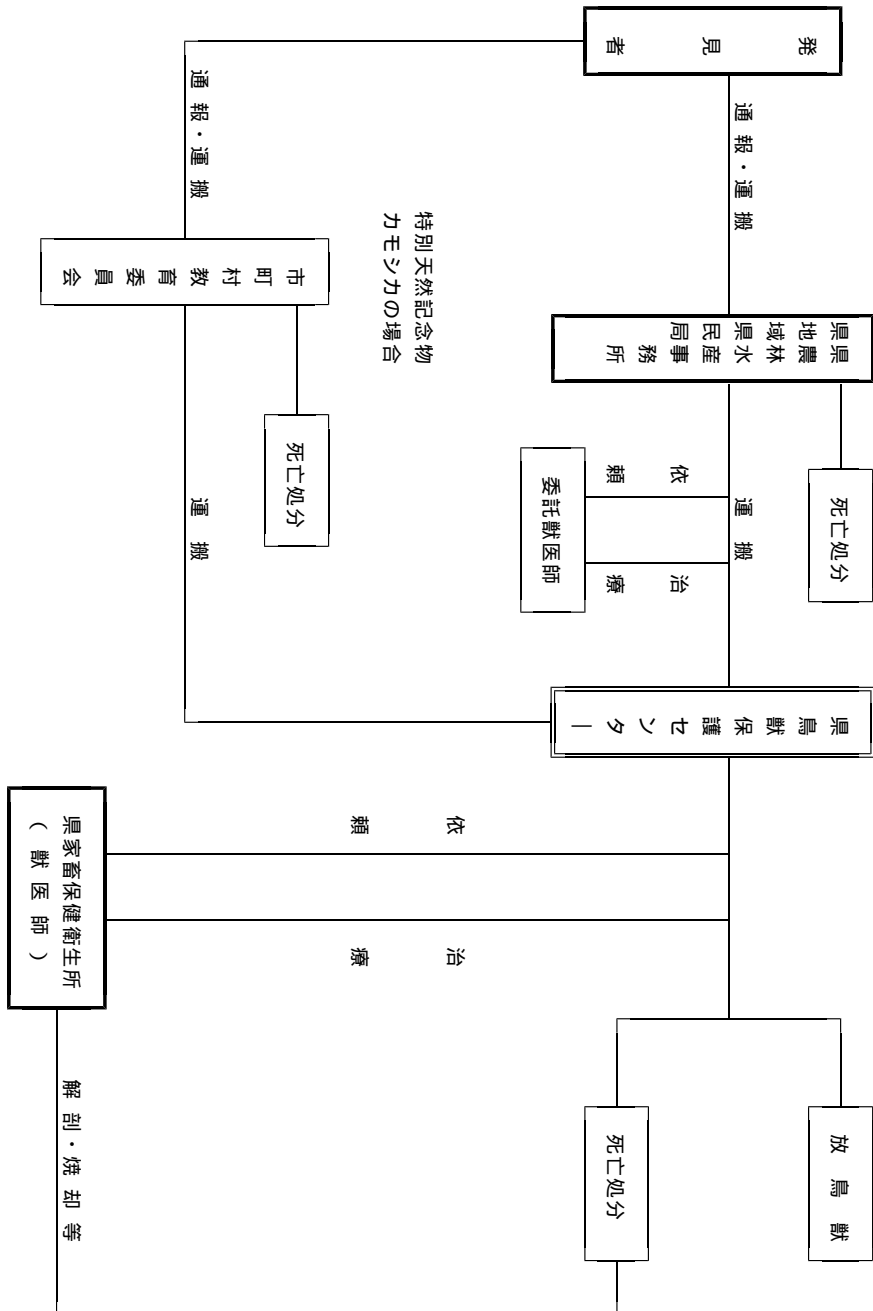
(第29表)

区 分	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	備 考
愛鳥週間行事 展示 在来種の食餌木の 支給・植栽 探鳥会 講演会 県内各地 1,000人	水スター原画募集	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
鳥獣保護実績 発表大会	小・中・高校 保護団体 青森市 200人	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	

(4) 傷病鳥獣の保護体制

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に、各地域の保護収容施設を活用しながら機動的に保護収容及び介護を行うこととし、油污染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努めるものとする。
なお、雌及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図るものとする。

傷病鳥獣保護フローチャート



2 野鳥の森等の整備

鳥獣保護思想の普及啓発のため設置した野鳥の森は、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができる施設として引き続き設置し、整備することとする。

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
梵 珠 山 野 鳥 の 森 (自然ふれあいセンター)	14～19	青 森 市	196 ha	センター1棟、駐車場 森林194ha	展示・学習施設	探鳥会等の開催により、県民が鳥獣に接する機会を設け鳥獣保護思想の普及啓発を図る。	

(第30表)

3 愛鳥モデル校の指定

- (1) 方 針
小、中、高等学校等児童生徒の鳥獣保護思想の高揚を図るため、県教育委員会と協議して愛鳥モデル校を指定するものとする。
- (2) 指定期間
5 年 間
- (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容
鳥類に関する図書、ビデオ等を貸与するとともに、探鳥会の開催等を行う。
- (4) 指定計画

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		備考	
	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設		
小 学 校	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	0	1	1
中 学 校	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5			
その他の学校等														
計	0	2	2	2	4	4	6	6	8	8	10	0	1	1

(第31表)

4 法令の普及徹底

- (1) 方 針
鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制の制度、鳥獣飼養許可制度等特に一般県民に係る事項について広報紙、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。
- (2) 年間計画

重 点 項 目	実 施 時 期												実 施 方 法	対 象 者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲の規制の制度														広報紙、ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知及び販売店等の立入調査	一般県民及び販売店等
鳥獣の飼養許可制度															

(第32表)

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

- (1) 方針 鳥獣保護区の指定、存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護事業を適正に実施するものとする。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図るものとする。

(2) 設置計画

(第33表)

区	分	現況			計画終了時			備考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	
出先機関								
中	南地域農民局地域農林水産部林業振興課	2		2	2		2	本庁 企画、立案、農林水産事務所及び関係団体の指導、各種調査の実施等 地域農民局 狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付、 農林水産事務所 狩猟取締り指導、鳥獣保護普及啓発等
三	八	2		2	2		2	
下	北	2		2	2		2	
東	地方農林水産事務所林業振興課	2		2	2		2	
上	北	2		2	2		2	
西	北	2		2	2		2	

(3) 研修計画

- ア 毎年2名を野生生物保護研修に参加させるものとする。
イ 年1回担当職員の研修会を開催するものとする。

(第34表)

名称	主催	催	時期	回数/年	規模	人数/年	内容	目的	備考
野生生物保護研修担当職員研修	国	県	9～10月	1回	全国	2名	鳥獣の保護管理と狩猟制度、鳥獣の生態と保護ほか	鳥獣の生態と保護ほか	
			5月	1回	全国	14名	鳥獣保護行政、農林被害対策と鳥獣保護ほか		

2 鳥獣保護員

- (1) 方針 鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配置し、鳥獣保護事業の効果的な運営に資するものとする。
- (2) 設置計画

(第35表)

基準設置数(A)	平成13年度末			年					計		備考	
	人員(B)	充足率(B/A)	%	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計(C)		充足率(C/A)
56人	56人	100%		0人	0人	0人	0人	0人	0人	56人	100%	

(3) 年間活動計画

(第36表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護事業の実施に関する事務の補助 鳥獣保護区、休猟区、店舗等立入調査 狩猟関係法令の違反防止指導、普及														一人当たりの勤務日数は、年間42日間とする(12月及び1月は5日、11月及び2月は4日、これら以外の月は3日とする。)

(4) 研修計画

(第37表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容	目 的	備 考
鳥獣保護員研修	出先機関	4月	1回	地域県民局 農林水産事務所	56名	鳥獣保護事業を適正に運営するため、鳥獣保護員の資質の向上を図る。 鳥獣関係法令 保護思想の普及方法 鳥獣判別 指導取締り	有害鳥獣捕獲に関すること。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方 針

有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い鳥獣の保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。
その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲などの活動を鳥獣等の生息を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第38表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容	目 的	備 考
狩猟者講習会 講師研修会	自然保護課	6月	1回	全県	26人	鳥獣の保護管理の担い手としての狩猟者を育成するため、狩猟免許の更新のための講習会及び狩猟者団体が狩猟初心者に対して行う講習会の講師について、次に掲げる内容の研修を行う。 鳥獣関係法令等 鳥獣の判別 猟具の取扱い 狩猟のマナー		

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣の捕獲の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を詳細に把握するものとする。
また、それを踏まえ、必要に応じて、有害鳥獣の捕獲の実施に支障が生じないよう狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方 針

傷病鳥獣の保護等鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、昭和60年度に保護收容施設を設置しているが、引き続き当該施設による傷病鳥獣の保護收容を行うとともに、資料収集、資料室等の整備についても検討し、鳥獣保護思想の普及に努めるものとする。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第39表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要	施 設 の 内 容	利 用 の 方 針	備 考
青森県鳥獣保護センター	14～19	平 内 町	2,835㎡	管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池	傷病鳥獣保護收容 施設、資料室	傷病鳥獣の保護收容等鳥獣保護思想の普及啓発	

5 取 締 り

(1) 方 針

狩猟の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施するものとする。また、各農林水産事務所職員及び鳥獣保護員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。
なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体との連携、協力に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第40表)

事 項	実 施			時 期						備 考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
鳥類の違法捕獲違反 飼養、販売の違反 期間外狩猟、非狩猟鳥獣の捕獲 日出前、日没後の狩猟 保護鳥獣の捕獲、矢先の不確認 制限区域の狩猟、登録証の不携帯 加工品店の指導取締													

第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等についての許可基準の設定

(1) 方針

許可の考え方

有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整又はその他特別な事由を目的とする場合に許可するものとし、原則として次の目的を対象とする。

1) 学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする場合

2) 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

3) その他特別な事由を目的とする場合

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

エ 産卵のための飼養の目的

オ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

カ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

キ 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

許可しない場合の考え方

次の場合にあつては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らし明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれのあるような場合。

オ 銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合であつて、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、銃猟禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

捕獲実施に当たつての留意事項等

捕獲実施に当たつての留意事項等については、第4の4の(1)の から までに準じて取り扱うこととする。

(2) 許可基準

有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等についての許可基準は、次のとおりとする。

学術研究を目的とする場合

1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為

とは認めない。
(イ) 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)

エ 期間

1年以内

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、銃猟禁止区域(銃器を使用する場合)及び規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノースタツクの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。
なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

ア 許可対象者

国の鳥獣行政事務担当職員又は国より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、回各1,000羽以内、その他の者にあつては回各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、わな、罟又は手捕とする。

特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可対象者

- 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網・わな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。
- イ 鳥獣の種類・数
 特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）
- ウ 期間
 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。狩猟期間中については一般の狩猟と、また、狩猟期間前後については狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。
- エ 区域
 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。
- オ 方法
 原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なるものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにおいて、この限りではない。空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたままとり逃す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。
 その他特別の事由を目的とする場合
- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- ア 許可対象者
 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）
- イ 鳥獣の種類・数
 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ウ 期間
 1年以内
- エ 区域
 申請者の職務上必要な区域
- オ 方法
 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- ア 許可対象者
 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
- イ 鳥獣の種類・数
 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ウ 期間
 1年以内
- エ 区域
 必要と認められる区域
- オ 方法
 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- ア 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)。
- ウ 期間
6ヶ月以内
- エ 区域
- オ 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- カ 方法
- 4) 愛がんのための飼養の目的
- ア 許可対象者
自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数
メジロ又はホオジロに限る。数は種の如何にかかわらず1世帯1羽
- ウ 期間
繁殖期間中は認めない。
- エ 区域
- オ 原則として、住所地と同一市町村内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)
- カ 方法
- 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- 5) 養殖している鳥類の近親交配の防止の目的
- ア 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- イ 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の員数(羽、個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
- ウ 期間
6ヶ月以内
- エ 区域
- オ 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- カ 方法
網、わな又は手捕
- 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- ア 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録

狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

イ 鳥獣の種類・数
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

ウ 期間
30日以内

エ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護等の公益に資すると認められる目的

7) 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

(第41表)

捕獲の目的	許可種者	許 可		基 準		留 意 事 項	備 考
		許 可 対 象 者	鳥 獣 の 種 類	捕 獲 期 間	捕 獲 区 域		
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	鳥獣の種類 必要最小限の種類	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、銃猟禁止区域(銃器を使用する場合)及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	
標識調査	知事	国の鳥獣行政事務担当職員又は国より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者又は鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、わな、網又は手捕とする。	

<p>特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合</p>	<p>知事</p>	<p>原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網・わな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）。</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。狩猟期間中については一般の狩猟と、また、狩猟期間前後については狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。</p>	<p>原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果的な方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではない。空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたため、中型鳥類に限ってその使用を認めること。</p>	<p>傷病により保護を要する鳥獣の保護</p>	<p>知事</p>	<p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）を要する者</p>	<p>必要と認められる種類</p>	<p>必要と認められる数（羽、頭、個）</p>	<p>1年以内</p>	<p>必要と認められる区域</p>	<p>原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p>
<p>鳥獣の保護に係る行政事務の遂行</p>	<p>知事</p>	<p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）</p>	<p>必要と認められる種類</p>	<p>必要と認められる数（羽、頭、個）</p>	<p>1年以内</p>	<p>申請者の職務上必要な区域</p>	<p>原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p>							

博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限の数(羽、頭、個)	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
愛がんの飼養のための飼養	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がんに飼養されたための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	マジロ又はホオジロに限る。	種の如何にかかわらず1世帯1羽	繁殖期間中は認めない。	原則として、住所地と同一市町村内の区域(規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることに特に要請されている区域は除く。)	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であっても、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
繁殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の繁殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工繁殖が可能と認められる種類	必要最小限の数(羽、頭、個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いすれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限の種類	必要最小限の数(羽、頭、個)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護の公益に資すると認められる目的	<p>知事 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。</p>	
-----------------------------------	---	--

2 指定猟法禁止区域

(1) 方 針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在鉛弾規制地域として指定している区域については、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域として指定を進めていくものとする。また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

3 鳥類の飼養の適正化

(1) 方 針

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図るものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発

イ 県職員、市町村職員及び鳥獣保護員による巡回指導

ウ 以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(ア) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。

(イ) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

(ウ) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や附録の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

(エ) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤブドリ等の食用品としての販売など、販売されることによつて違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所(同一地域個体群)などとする。

青森県告示第二百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七條第一項の規定により定められた特定鳥獣保護管理計画（下北半島の二ホンザル）を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定により公表する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定鳥獣保護管理計画（下北半島の二ホンザル）を変更する新旧対照表

新	旧
三 計画の期間 平成十六年（二〇〇四）四月一日か ら平成二十年（二〇〇八）三月三十 一日まで（四年間）	三 計画の期間 平成十六年（二〇〇四）四月一日か ら平成十九年（二〇〇七）三月三十 一日まで（三年間）

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭